

青梅市障がい者サポートセンターの指定管理者の指定について

青梅市障がい者サポートセンターの指定管理者を下記のとおり指定したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定にもとづき、市議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

記

- 1 公の施設の名称
青梅市障がい者サポートセンター
- 2 指定管理者となる団体
東京都青梅市大門 2 丁目 261 番地の 1
特定非営利活動法人青梅市障害者団体連合会
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで